

CFIUS 改革法案、超党派支持で年内成立へ**I. CFIUS 改正法案**

CFIUS、米企業の「支配」を目的とした海外企業による買収案件に伴う安保リスクを審査する連邦政府委員会

昨年11月に米上下両院で提案された Foreign Investment Risk Review Modernization Act (FIRRMA)¹は、海外企業による対米投資を審査する Committee on Foreign Investment in the United States (CFIUS) の管轄権を強化する法案である。CFIUS は、海外企業による米企業の「支配」を目的とした “merger, acquisition, or takeover” から生じる米国の安全保障リスクを審査する法的権限を持つ米政府委員会である。CFIUS は案件の停止を大統領に勧告することもできる。

CFIUS、案件の停止を大統領に勧告できる権限

ある案件が法律上、CFIUS の審査対象（米企業の支配を目的とした買収・合併等）だとしても、買収元企業は CFIUS に通知する義務はない。（但し、買収元が国営企業の場合、CFIUS の審査義務が発生する。また、CFIUS が買収元に通知を求めるところもある。）一般的には買収案件の組成の段階で、due diligence の一環として CFIUS の審査を受けるが、案件成立後に CFIUS の審査が入ることもある。このため、事後に CFIUS が案件停止を大統領に勧告、とりわけ大統領が案件を停止するリスクがある。即ち、CFIUS の審査を受けることで得られる “legal clarity” がモチベーションとなり、買収元の多くが自主的に CFIUS の審査を受けている。

CFIUS 改革の根拠は中国企業だが、他国企業への波及も懸念される

FIRRMA は、CFIUS の管轄権の拡大や、一定条件に該当する案件に関する審査の義務化などを伴う法案である。立案の根拠は米国の先端技術の入手を狙った中国の対米投資戦略への懸念だが、国籍に関わらず、対米投資を試みる全ての海外企業に大きく影響しうる問題として注目されている。

¹ 下院版の法案番号：H.R. 4311 <https://www.congress.gov/bill/115th-congress/house-bill/4311>

上院版の法案番号：S. 2098 <https://www.congress.gov/bill/115th-congress/senate-bill/2098>

II. 中国の対米投資への懸念

海外企業の対米投資戦略を意識したCFIUS制度の強化

これまでのCFIUSの管轄権の拡大は、特定国からの対米投資の増加と、それに伴う安全保障リスクへの懸念がトリガーになっている。CFIUS設立時（1975年）では急増していたOPEC諸国の対米投資、1988年では日本企業による対米投資がトリガーになっている。

法案の根拠は、中国の対米投資から生じる安保リスクへの懸念

法案の原文には「中国」は記載されていないものの、近年において急増し続けている中国からの対米直接投資への懸念が法案の提案に直接影響している。

当地で問題視されているのは、中国からオリジネイトする投資の規模というよりも、初期段階にある先端技術に集中した投資戦略。海外の先端技術の吸収を目的とした投資戦略を含む中国政府（國務院）の「中国製造2025」がFIRRMAの立案に影響したと言われている。また、CFIUSの審査を回避する目的で、出資比率を50%以下に抑える、或はジョイントベンチャーとして形成するなど、意図的にCFIUSの審査を回避する中国企業が増えていることも米議会を刺激したと思われる。

増加を続ける審査件数

最新の公開データによれば、CFIUSの審査を受けた投資案件は2015年～2016年にかけて2割（143件→172件）増加している。非公開情報によれば、昨年のCFIUS審査案件は240件に達している。増加の主な理由として、国営企業（主に中国）による投資案件の増加、重要セクター（特にAI、ロボティクス）への投資の増加、米政権の交代と共に厳格化したCFIUSの方針などがある。

III. FIRRMAの主な変更事項

管轄権の拡大

現行のCFIUS制度では、海外企業がある米企業の「支配」を目的とした“merger, acquisition, or takeover”を審査する権限を持つ。今回の法案が成立した場合、海外企業による以下の取引もCFIUSの管轄下に置かれる。

- 米国の「重要技術会社」「重要インフラ会社」への“non-passive”投資。出資比率に関わらずCFIUSの審査対象になる。

【註】「重要技術会社」(critical technology company)と「重要インフラ会社」(critical infrastructure company)の定義は連邦規則で定められるため、現時点では不明。また、法案では、現行の“passive investment”の定義を狭める条項があるため、これまで“passive”と判断されていた投資が審査対象になるリスクが高くなる。

- 米国の「重要技術会社」の技術移転を伴う案件。買収・合併だけでなく、米国の「重要技術会社」が保有する知的財産の移転を伴う買収・合併に加え、現行制度では審査対象外である国内外でのジョイントベンチャー、ライセンスなどのアレンジメントも対象になる。
- 米政府・米軍の重要施設に近接する土地の購入・リース。現行制度でも米国の重要施設との距離は審査基準の一つだが、法案成立後の規則策定で未開発の土地、米企業が立地していない土地の購入・リースを審査対象とする可能性がある。また、現行制度では、グリーンフィールド案件はCFIUSの審査対象外だが、重要施設に近接する「未開発の土地」の買収・リースが対象となれば、例えば、海外企業による新規の工場建設も審査対象になる可能性も考えられる。
- 海外企業が米企業に出資している既存案件で米企業の「支配」、或いは米国の「重要技術会社」「重要インフラ会社」への“non-passive investment”を齎す投資家権限の変更。
- CFIUSによる審査の回避を目的とした案件の組成。

通知の義務化

CFIUSの審査手続きは大きく分けて、「申請通知」(pre-filing)、審査が必要か否かを判断する「予備審査」(review)と、審査(investigation)の3工程に分かれる。現行制度では、国営企業や政府系ファンドによる米企業の支配を伴う取引に限って、CFIUSの審査義務が発生する。これ以外の投資案件は企業側が自主的に審査を要請している。

FIRRMAでは、新たに“declaration”と呼ばれる通知書(5ページ以内)を提出する制度が設けられる。安保リスクを伴わない案件を速やかに許可することが目的である。しかし、外国政府の出資比率が25%を超える海外企業が、米企業に25%以上を出資する投資案件の場合、“declaration”の通知は義務となる。この他、“declaration”の通知義務を伴う取引が、連邦規制に追加

「問題国」、「同盟国」の
扱い

される可能性があるため、民間企業による対米投資案件に関する“declaration”の義務化も引き続き要注意である。

法案には、特定問題国（countries of special concern）からの対米投資に通常以上に厳しい審査基準を適用するとの表現がある。逆に、米国と相互防衛条約や、安全保障を根拠とした相互投資規制を締結している国に対する審査基準を緩める表現もある。前者に関しては、法案成立後の連邦規則で特定問題国の指定義務はないが、恐らく中国企業による投資、中国企業が関与する投資は通常以上に厳しい審査基準の対象になると予想されている。

「ホワイト・リスト」の作成

一方、特定国からの投資に対する審査基準の緩和や、場合によっては審査対象外とする表現も法案に含まれている。法案は、以下のクライテリアを基に特定国の「ホワイト・リスト」の作成を勧告している。

- 米国と相互防衛条約を締結しているか否か
- 米国と安保リスクに関する対外投資合意・協定を締結しているか否か
- 対象国の安保リスクに関する対外投資規制
- その他 CFIUS の判断による適切なクライテリア

有識者によれば、特定国を「ホワイト・リスト」に追加する際、厳格な基準を設定すると予想されており、NATO 条約国や日本の追加も難しいと言われている。また、法案では「ホワイト・リスト」の作成を義務付けていないため、CFIUS が作成を見送る可能性もある。

IV. 法案の見通し

年内の成立は可能

法案は上下両院の超党派に強く支持されている。同時に米政府も 1/24 に法案を支持した声明を発表。このため、「成立は時間の問題」との見方が主流であり、最低でも年内の成立は可能だと言われている。

ただ、上下両院で提案されている FIRRMA 以外にも複数の CFIUS 改革法案が提案されている。これらの法案が FIRRMA

に吸収されるとなれば、法案内容が変更されることになるため、引き続き米議会の審議は要注意である。

また、法案成立後に作成される連邦規則も要注意である。「重要技術会社」「重要インフラ会社」の定義、CFIUSへの通知の義務化に関する規則、「ホワイト・リスト」に追加される国の選定などを定める手続きで、最終的に法律が導入されるのが成立から2年後との見通しもある。

以上

本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、丸紅米国会社ワシントン事務所（以下、当事務所）はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。

本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当事務所は何らの責任を負うものではありません。

本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。

本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど(以下「情報」といいます)は、当事務所の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用および引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で、複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。